

住民登録  
10月1日現在

前月比  
人口 73,086 (-62)  
(男 34,879)  
(女 38,207)  
世帯数 19,832 (+5)

# 広報 おおだて

11月号 (No. 208)

編集と発行 — 大館市役所  
(電話) 42-1212  
発行年月日 — 昭和49年11月1日  
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可 (1部5円)

～自然の中で協力しあう心を～

## 「少年自然の家」がオープンしました

長根山山頂に建設をすすめていた県立「大館少年自然の家」が完成し、さる10月15日にオープンしました。

大館少年自然の家は、秋田県が第3次総合開発計画の主要課題にかかげている「生涯教育の推進と人間能力の開発」をすすめる事業の一つとして、約2億4,000万円をかけて建設したものです。

(市有地を提供し、造成費2,000万円は市費を投じた)

標高200メートルに位置する自然の家は、大館盆地を展望できるほか、この周辺には秋葉山、鳳凰山と大文字、岩神貯水池、スキーフィールド等格好の自然環境にめぐまれ、オープンとともに好評を得ています。

### ◆「少年自然の家」とは

美しい自然の中で、子どもたちが宿泊をともにする楽しい集団生活をしながら、野外活動や自然探求などの活動を通じて、自律、協同、友愛、奉仕の尊さを学習させ、豊かな情操を養うための施設です。

活動内容は、自然に親しむ活動、体育レクリエーション活動、文化に親しむ活動などですが、子どもたちの自主性を生かすため、運営はすべて子どもたちにまかすことにしており、自然の家の職員はプログラム立案などの指導助言、講師などの相談に応ずるのみです。自然の中だからだと心をきたえそして学ぼうとする県内の子どもたちの施設です。

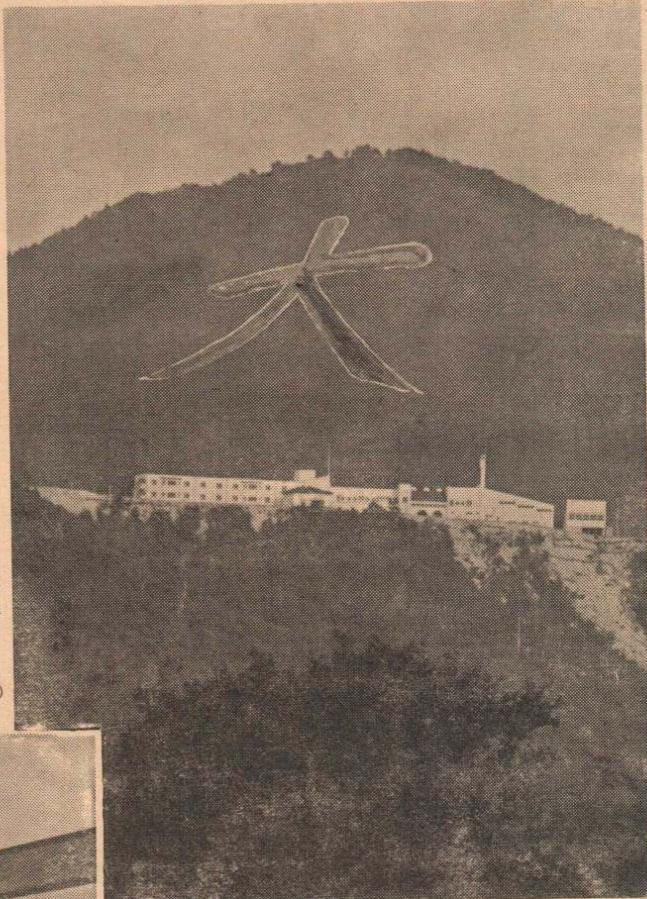
### ◆収容人員は200人

大館少年自然の家は、鉄筋コンクリート2階建てで、建物面積が約2,700m<sup>2</sup>、収容人員は200人です。玄関は直径約2mのヒューム管を2本並べ、管の中を通って出入りするという大変めざらしい趣向をこらしてあります。

内部の施設としては、和室が17室のほか、視聴覚室、学習室が2室、レクリエーションホール、食堂、医務室などがあります。

活動の用具として、テント、トランシーバー、バレーボール、バスケットボール、スキー、ソリのほか、アコードオン、エレクトーン、ステレオ、16ミリ映写機、ビデオテープレコーダーなどがあります。

(写真) 市役所屋上から望む少年自然の家(右上)とヒューム管づくりの玄関(下)



### 生活時間の原則

(1泊2日の例)

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
第1日								入室整理式	入量食	自主プログラム	タペのびい食浴	入食	自由時間	自主プログラム	就寝準備	就寝
第2日	起	洗	清	朝	朝	自	主	退	星	自	主	自	由	自	主	自
	床	面	掃	のつどい	食	プログラム	所	所	准	程	所	食	時	自	主	自

### 申込みは使用の10日前に

<使用できる人>

◆小学校5年生以上、中学3年生まで

◆少年団体(子ども会やボイスカウトなど)とその指導者

※5人以上の少年団体を単位とし、教師、町内の責任者が引率してください。

<使用区分>

◆学校単位として使用できる日 火曜～土曜日

◆団体として使用できる日 土、日曜と祝日、小中学校の長期休業日

<使用申込み>

◆今年度使用の場合 使用の10日前まで

◆50年度に使用の申込み受付は.....

今年11月1日～11月30日

◆申込先 大館市東字岩神沢31

大館少年自然の家(電話) 43-3175

※とくに市内の子どもたちの利用を歓迎しております。

見学の申込みも受け付けしていますから、遠慮なく申し出てください。

## 「市民と市長の話し合いの場」

### 市長と語る会 終わる

十二所地区で行なった市長と語る会のもよう



8月1日、十二所を皮切に開催した今年の「市長と語る会」も10月11日の御成町地区を最後に終了しました。

各地の「市長と語る会」では、221件にわたる要望等がございましたが、このうち土木課関係が84件と全体の3分の1をしめ、その中でも道路舗装の要望が大部分をしめており、市としても現地調査をすすめながら早期実現を目指に努力することにしています。

次に多かったのは、教育委員会関係の

30件で、二井田、真中地区では、51年度の統合に関連した問題が活発に話し合われたのをはじめ、各地区とも児童教育の重要性についての話し合いがなされました。

環境保護関係としては、9月1日から施行されている公害防止条例に関連した悪臭、騒音、汚水に関する問題が、話し合われたほか、交通安全のための横断歩道、カーブミラーの設置の要望などがだされました。

都市開発関係としては、街灯の設置要望が大部分をしめ、また、福祉関係では保育園、幼稚園の補助金を増



に計画された特定事業で施工不可能となったという事実はない。ただし、総需要

額してもらいたいなどの要望がありました。10地区の「市長と語る会」の中で、道路舗装等の要望に対し、石川市長は、「具体的に計画された特定事業で施工不可能となつたという事実はない。ただし、総需要

抑制政策の一つとして金融引き締めが行われており、市町村にも適用されています。そのため、道路舗装などをやるにもその財源の調達が難かしい状態にあり、非常に窮屈である事は事実であるが極力前向きで対処していく方針であると説明し、市民の協力を求めました。今回だされた221件の要望についても目下各課で検討中であり、実現の可能なものは、新年度早々に予算化され、市民の要望に応えることにしておきます。

公設総合地方卸売市場(場長、千葉博)

#### ■業務係

- ◆市場施設の管理運営に関する事
- ◆市場施設の使用に関する事
- ◆卸売業者、仲卸業者および買受人の許可並びに業務の指揮監督に関する事
- ◆取扱い品目の統計、市況調査に関する事
- ◆市場内の秩序ならびに市況調査に関する事

福祉事務所(所長、浅利兵造)

#### ■庶務係

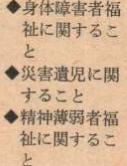
- ◆保護品の納品に関する事
- ◆寄附品の採納に関する事
- ◆社会福祉統計に関する事
- ◆民生委員、児童委員に関する事
- ◆保育所に関する事
- ◆乳児医療費及び福祉医療費に関する事

◆児童手当、児童扶養手当に関する事

◆社会福祉団体に関する事

#### ■福祉係

- ◆児童福祉に関する事



- ◆身体障害者福祉に関する事
- ◆災害遭難に関する事
- ◆精神薄弱者福祉に関する事

◆老人福祉に関する事

◆母子福祉に関する事

◆行旅病人、行旅死亡人および浮浪者に関する事

◆災害見舞に関する事

◆引揚者、戦没者の遺族および戦傷病者の援護に関する事

◆元軍人、軍属の恩給および扶助料に関する事

◆敬老会、懸念祭等の行事に関する事

#### ■保護係

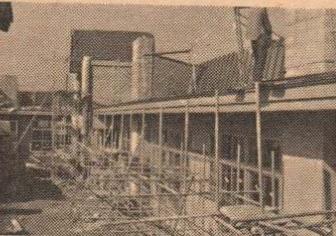
- ◆生活保護法に定める保護の決定および実施、更正指導に関する事

## 桂城幼稚園 新築工事進む

現在の桂城幼稚園敷地内に7月24日から着工していた新しい桂城幼稚園の新築工事は、11月20日の竣工を目指し最後の追い込みに入っています。

現幼稚園は、児童教育の場としての十分な機能を發揮するには少々老朽化し過ぎているために、また児童収容能力も十分でないために新築が急がれていたものです。

工事内容としては、建築費5,937万円、敷地面積3,275m<sup>2</sup>、建物面積992.5m<sup>2</sup>、教室7、職員室1と従来の桂城幼稚園に比較すると面積設備、環境とも児童教育の場として適しております。



工事中の桂城幼稚園

## 人権擁護委員きまる

9月15日付で次の9氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を守り、それをひろめるために市町村におかれます。委員で市町村長の推せんによって法務大臣が委嘱するものです。

#### 記

- 高清水直子さん (餅田)
- 柳谷 武氏 (二井田)
- 佐々木茂見氏 (雪沢)
- 兜森 運吉氏 (鯨鈞)
- 小田 春二氏 (駿河内)
- 菊池 礼三氏 (東台)
- 内藤 秀雄氏 (駿河内)
- 星沢 恒一氏 (花岡町)
- 小野 清氏 (花岡町)



話し合いの進展がみられないため、松橋副知事を迎え話し合いの場が設けられたものです。

副知事はあいさつの中で先日、上京のさい、文部省へ出向いて、地元の不安を解消するため話し合った結果、近日中に国

の意見がだされました。

2時間半にわたる副知事との話し合いは、最終意見の相違がみられ、結論を得るまでにいかなかったものの、市と県の意図することが理解していただけたものと思います。

話し合いの進展がみられないため、松橋副知事を迎え話し合いの場が設けられたものです。

副知事はあいさつの中で先日、上京のさい、文部省へ出向いて、地元の不安を解消するため話し合った結果、近日中に国

員に委嘱し、それぞれの立場の利害を調整して事業を円滑に運営しております。被保険者とは、国保に加入している世帯主およびその家族ひとりひとりのことをいいます。

■国保に加入しなければならない人

職場の健康保険共済組合、日雇健康保険、船員保険

に加入できない人および生活保護を受け

ない人は、すべて国保に加入しなけれ

ばなりません。

■国保に加入する日、やめる日

<加入する日>

・他の市町村から

転入してきた日

・職場の健康保険

をやめた日

・出生した日

・やめる日

・他の市町村へ転

出した日の翌日

・死亡した日の翌日

以上とのおり国保に加入する日、やめる

日は市役所に届出た日ではなく、その事実が発生した月となっておりますから、税負担や医療給付で不利益にならないようできるだけ早く届出をしてください。

#### ■被保険者証

国保に加入すると加入資格の証明書として1世帯に1枚の被保険者証が交付されます。家族に異動があった場合は市役所に届出て訂正してください。なお被保険者証を勝手に書き直したり、不正に使用すると罰せられますからご注意ください。

- 国民健康保険の目的
- 国民健康保険(国保)は職場などの健康保険に加入しておらない人が、病気やケガなどで経済的に困らないようにするために、それぞれの収入に応じて保険料を出し合い、これに国や市が援助して医療費を負担するという目的で生まれた制度です。
- 保険者、被保険者
- 国保を運営するのは、それぞれの市町村でこれを保険者といいます。
- 保険者は、被保険者、医師、薬剤師、学識経験者の中から15名を国保運営委

### 国民健康保険の制度

#### 国保情報

No. 1

以上とのおり国保に加入する日、やめる



